

邑南町 不妊治療費助成のご案内



令和4年4月から「人工授精」「体外受精」などの以下に示す、基本診療はすべて保険適用になりました。

一般不妊治療

タイミング療法

人工授精

一般不妊治療費助成へ

生殖補助医療

採卵
採精

体外受精
顕微授精

受精卵・
胚培養

胚凍結保存

胚移植

生殖補助
医療費助成へ

- 生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのある「オプション治療」についても、保険適用されるもの、「先進医療」として保険と併用できるものがあります。

先進医療 保険外の先進的な医療と認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができる治療

< 邑南町の助成内容 >

邑南町では、一般不妊治療・生殖補助医療(保険診療に限る)を受けている方の経済的負担を軽減するため、以下のとおり助成を行います。

一般不妊治療費助成

< 助成対象者 > 次の要件をすべて満たす夫婦

- ・夫婦のどちらかが、邑南町内に住所があること(事実婚も含む)
- ・医療保険法各法の規定に基づく被保険者、または扶養者であること

< 助成額 >

上限 15 万円 / 年

助成パターン(保険診療のみ) 邑南町の助成…

保険(7割)

自己負担(3割)

※3割の自己負担額のうち、高額療養費適用部分を除いた額について助成します。

< 助成期間 > 初めて受診した日から3年間(3期)

*1年間を「治療のために初めて受診した月から翌年前月末日まで」と考える

例) 令和4年6月3日が初診の場合、1年間は令和5年5月31日まで。助成期間は、令和4年6月3日～令和7年5月31日まで。

< 申請書類 > **各期満了後、1年以内に申請してください**

- ・一般不妊治療費助成申請書 * 初回の申請時のみ必要
- ・一般不妊治療費等証明書
- * 自己の都合により複数の医療機関を受診する場合には、それぞれの医療機関の医師の証明書が必要
- ・一般不妊治療等に要した費用の領収書(原本)及び診療明細書
- ・夫婦の保険証(コピー) * 第2期以降は変更がなければ提出は不要
- ・夫婦それぞれの戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書 * 事実婚の場合に限る

生殖補助医療費助成

<助成対象者> 次の要件をすべて満たす夫婦

- ・夫婦のどちらかが、邑南町内に住所があること(事実婚も含む)
- ・医療保険法各法の規定に基づく被保険者、または扶養者であること
- ・保険適用の対象となる生殖補助医療を受けた者。又は、保険適用となる生殖補助医療と併せて先進医療を実施し、島根県不妊治療<先進医療>費助成事業により島根県知事から助成の決定を受けた者

<助成額>

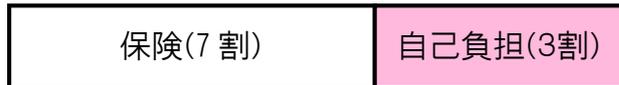
島根県の助成…



邑南町の助成…

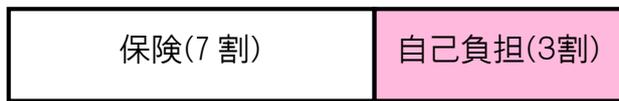


・保険診療の自己負担分



※3割の自己負担額のうち、高額療養費適用部分を除いた額について助成します。

・保険診療の自己負担分+先進医療のうち県助成の差額



保険診療



先進医療

<申請書類> **治療の終了した日の属する月の末日から1年の間に提出してください**

- ・ 生殖補助医療費助成申請書
- ・ 生殖補助医療医師証明書
- * 自己の都合により複数の医療機関に受診する場合は、それぞれの医療機関の医師の証明書が必要
- * 先進医療を実施していない者のみに限ります。
- ・ 生殖補助医療に要した費用の領収書(原本)及び診療明細書
- ・ 夫婦の保険証の写し
- ・ 島根県が発行した、島根県不妊治療<先進医療>費助成事業承認決定通知書及び、島根県不妊治療<先進医療>費助成事業受診等証明書
- * 保険適用の対象となる生殖補助医療と併用で先進医療を実施したものに限る
- ・ 夫婦それぞれの戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書 * 事実婚の場合に限る

※令和3年度から治療を開始し、年度をまたぐ1回の治療については、令和4年度の邑南町特定不妊治療費助成の対象となります。

※混合診療(先進医療以外の治療を併用)や保険診療外治療に関しては助成対象外となります。

申請・お問合せ先

邑南町役場 保健課(瑞穂支所内)

〒696-0393 島根県邑智郡邑南町淀原153-1

TEL:0855-83-1123 IP:050-5207-5002

* 申請は役場窓口を持参または郵送で受付けています。

持参される場合は本庁福祉課(保健係)、または、羽須美支所(保健係)でも受付ます。